平成２１年（フ）第１７７号
山口市小郡下郷504番地６
債務者　末永　康陽
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
山口県防府市大字植松671番地の３　レオパレスワンダーランドⅡ206号
債務者　吉本　真人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６２号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木2746番地１
債務者　光冨　秀昭
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２４４号
青森県八戸市柏崎４丁目15番８号
債務者　井上日出美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１２４２号
千葉市中央区道場北１丁目４番20号
債務者　秋元　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１３号
千葉県習志野市谷津３丁目29番６―406号
債務者　太田　　茂
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３１４号
千葉県習志野市谷津３丁目29番６―406号
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５１号
千葉市若葉区都賀４丁目２番15号グランメール３Ｆ
債務者　長谷川　慎
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６１号
千葉県市川市稲越町703番地１
債務者　川上　良治
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６５号
千葉県市川市田尻５丁目14番26―105号　クリオ原木中山壱番館
債務者　高宮健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６８号
千葉県八千代市八千代台北15丁目13番４号　サタハイツ202
債務者　川崎　敏雄
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３７５号
千葉県八千代市大和田新田486番地80
債務者　本間ひとみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８４号
千葉県船橋市滝台町97番地　マーガレットハイツ201号
債務者　木村　彰人
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９２号
千葉県浦安市北栄２丁目２番７号　宇佐見荘103
債務者　佐々木秀子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２３号
千葉県船橋市習志野台６丁目８番６棟208号
債務者　秋元　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２９号
千葉県船橋市飯山満町２丁目507番地　ヒルトップアベニュー105号
債務者　三浦喜美子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３０号
千葉県浦安市海楽１丁目25番４号　セントラルハイツ205
債務者　小松　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係